



Kanton Zürich
Bildungsdirektion
Volksschulamt

学習要綱 継承語と継承文化 (HSK)

および授業の基本条件に関する説明



目次

1. 学習要綱の目的	5
始まりから今日までの HSK 教育の沿革	5
2. 概念と基本理念	7
概念	7
基本理念	7
構築と構造	8
3. 学習および授業の理解	10
コンピテンシー重視の授業	10
コンピテンシー重視の評価	10
宿題	11
教材と教具	11
授業メソッドの選択	12
授業の中立性	12
4. 授業科目「言語」	14
授業科目の意義と目標設定	14
マルチリンガリズムの教授法	15
コンピテンシー分野	15
5. 授業科目「自然・人・社会」	18
授業科目の意義と目標設定	18
コンピテンシー分野	19
6. 各過程に応じた授業の進め方	23
第 1 過程	23
第 2 過程	24
第 3 過程	24
7. 用語集	25
8. 付録	
付録 I: チューリヒ州の学習要綱	32
付録 II: 学習段階別テーマ – 概要	37
付録 III: 参考文献	43

Impressum

Herausgeberin

Bildungsdirektion Kanton Zürich, Volksschulamt

Erarbeitet in Zusammenarbeit mit den HSK-Trägerschaften

Wissenschaftliche Beratung durch Dr. Ursula Ritzau, PH FHNW, und Prof. em. Dr. Dr. Basil Schader, PHZH

Gestaltung

raschle & partner
raschlepartner.ch

Übersetzung

Interserv AG

Kontakt

Volksschulamt, Abteilung Besondere Förderung
Sektor Interkulturelle Pädagogik
Walchestrasse 21
8090 Zürich
+41 43 259 53 61
ikp@vsa.zh.ch www.zh.ch/hsk

Die Orientierung an diesem Lehrplan wird auch in anderen Kantonen empfohlen: Basel-Landschaft, Basel-Stadt, Bern, Glarus, Luzern, Schaffhausen, St. Gallen und Thurgau.



**Kanton Zürich
Gemeinnütziger Fonds**

Finanzielle Unterstützung durch den gemeinnützigen Fonds des Kantons Zürich

Vollständig überarbeitete

4. Auflage 2023

© Bildungsdirektion Kanton Zürich

はじめに

生徒が持つ多言語能力や異文化理解力を向上させることは、学校教育における重要な課題のひとつである。継承語と継承文化 (HSK) の授業もその目標達成を目指しており、公立学校での教育内容を補足する役割を担っている。バイリンガル・ マルチリンガルの児童や青少年は HSK 授業の中で、それぞれの継承語の運用能力を高めるとともに、現在暮らしている生活環境ならびにそれぞれの継承文化に関する知識を得ることができる。チューリッヒ州の HSK 授業は出身国政府機関や民間の運営団体によって実施されており、50 年以上前から州教育庁 (Bildungsdirektion) の専門的、行政的支援を受けている。

チューリッヒ州公立学校局 (Volksschulamt) は 2011 年、HSK 運営団体や外部専門家らの協力を得て、このような授業のための学習要綱を作成した。この要綱は以後ドイツ語圏スイスの他の州でも活用されることになったが、その目的は、個々の運営団体のカリキュラムを統一し、公立学校のカリキュラムと同調させることにあった。本学習要綱改訂版では、教育政策の変化を顧慮し、公立学校に適用されているカリキュラム 21 (Lehrplan 21) への適応を図った。また、HSK 教員、HSK 調整員、外部専門家と協働して、内容や表現の改善も図っている。

当冊子の構成について

学習要綱は公立学校のカリキュラム 21 を基準に、その個々の文章をそのまま、あるいは当冊子向けに多少手を加えて引用している。第 1 章では学習要綱の趣旨と目的について説明し、HSK 授業の始まりから今日までを概観する。第 2 章は基盤について、第 3 章では学習および授業の理解について説明する。第 4 章と第 5 章では授業科目としての《言語》および《自然・人・社会》について解説する。ここではまず科目の意義を紐解き、続いてその領域に属する学習項目や技能について定義する。習得のための学習方針は個々の運営団体および HSK 教員がそれぞれに構築するため、第 6 章は各過程に関する一般的な論述にとどまる。

用語集 (第 7 章) においては大半をこれまでの学習要綱の用語集から抜き出し、全州教育委員会代表会議 (EDK) 発行の冊子《継承語・継承文化 HSK 授業 (Unterricht in Heimatlicher Sprache und Kultur HSK)》(Anja Giudici, Regina Bühlmann 2014) の用語集に基づいて若干の修正を加えた。用語集では、文中イタリック体で表記されている用語をすべて説明している。特に重要な定義として、HSK 授業で学習する言語は多くの生徒にとって第一言語であるということ、または一部生徒にとって第二言語であるということが挙げられる。本学習要綱では、HSK 授業で授業中に使用する言語を継承語と呼ぶ。

付録 (第 8 章) には、チューリッヒ州における HSK 授業の法的基盤およびその実行に関する公立学校局の指針を掲載している。また、各学習段階で扱うことができるテーマの概観と、文中で引用されている文献情報も付記している。



1 学習要綱の目的

本学習要綱は、HSK 授業の目標設定をバイリンガル・ マルチリンガル児童の現代のニーズに合わせたうえで、カリキュラム 2 1 に適応している。利用目的は以下の 3 通りである。

第一に、学習要綱は、HSK 運営団体が独自にカリキュラムを作成・ 発展させ、カリキュラム 2 1 との調整を図るために用いられる。どのように利用できるかは運営団体によってさまざまである。新規に授業を立ち上げる運営団体は、カリキュラム作成の手引きとして利用できる。それに対し国営の運営団体は通常、当該出身地の教育庁が定めたカリキュラムを活用できるため、それが HSK 学習要綱の目標と内容に矛盾なく適合するよう、必要に応じてそのカリキュラムを適応させることになる。どの運営団体も、学習要綱にある各技能や授業科目の重要度をそれぞれのニーズや諸条件に応じて変えてよい。これは、HSK では授業時間が週 2 ～ 4 時限と限られていることや、学習グループを構成する生徒が年齢、予備知識、学習能力において異なっていることが多いため、重点をしっかりと定める必要があるからである。

第二に、学習要綱は、授業を行う HSK 運営団体の認可申請を州教育庁が審査する際の基準として用いられる。HSK として認可されるのは、その運営団体のカリキュラムと授業内容が本学習要綱に適合している場合のみである。出身地の定めるカリキュラムがある場合、HSK 学習要綱とどのように適合しているか、適合していない場合はどう対処するかを詳述しなければならない。認可手続き審査中のこのような機能を通じて、本学習要綱は、HSK 授業を行う公認運営団体すべてに対して拘束力を持つことになる。つまり、各運営団体は学習要綱の定める大枠内で、独自の目標と内容をそのカリキュラムに定め、授業に盛り込むことができるのである。

第三に、学習要綱は全関係者にとっての合意規準であり、運営団体、HSK 教員、市町村や州の当局、および教育機関に対して、HSK 授業の条件、目標、内容、概念に関する共通の基盤を提供する。

なお、本学習要綱はチューリッヒ州の現在の状況や基準に適応していることから、《カリキュラム 2 1 》という場合すなわちチューリッヒのカリキュラム 2 1 を意味する。

始まりから今日までの HSK 教育の沿革

イタリアからの政治亡命者たちのイニシアチブにより、チューリッヒ州では 1930 年代に初の HSK 授業が誕生し、イタリア人移民の増加に伴いその授業数も増加していった。1960 年代後半から 70 年代前半にかけてはイタリア以外の国の保護者団体も同じような授業を提供するようになり、その組織運営は次第にそれぞれの出身国政府が引き受けるようになった。旧教育委員会 (Erziehungsrat) (現在の教育委員会は Bildungsrat) は 1966 年 6 月 21 日、このテーマに関して初めて決議を行い、試験的に公立学校校舎内での HSK 授業の実施を許可した。ただしこれは差し当たりイタリア語の授業に適用されたのみで、《正規の修学時間内》での授業も認められなかった。

その後、旧教育委員会は 1972 年 5 月 16 日、イタリア語およびスペイン語の HSK 授業を正規の授業時間内に組み入れるか否かの判断は各市町村に一任するという決議を採択した。また同年、全州教育委員会代表会議 (EDK) は、2 時限の HSK 授業を正規の修学時間内で許可するよう推奨した。

1982 年、イタリアならびにスペインの総領事館と《チューリッヒ州の外国人保護者協会調整グループ (Koordinationsgruppe der Vereinigung ausländischer Eltern im Kanton Zürich) 》は、州内すべての HSK 授業を学校運営に組み入れること、また

学校成績表の中に HSK の成績評価を記載するよう旧教育委員会に要請した。旧教育委員会はその要望に応じて 1983 年 11 月 8 日、各国の HSK 授業を試験的に許可する決議を採択した。この新規定によって HSK 授業の評位置付けが高まり、その知名度も上がることとなった。同時に、HSK 運営団体、チューリッヒ関係当局ならびに公立学校の教員は次第に連携を強め、共同作業に取り掛かった (HSK 専用のカリキュラムや教材の開発、研修、試験的プロジェクト)。その結果 8 年の試験期間を経たのちに、《継承語と継承文化授業の実施》に関する規定が定められ、1992 年 6 月 11 日に旧教育委員会で可決された。この決議により、HSK 授業はチューリッヒの公立学校に根付いていくことになり、また民間の運営団体による授業も認可されることになった。その後、2005 年の公立学校法、2006 年の公立学校条例では、HSK 教育に新たな法的基盤がもたらされた。

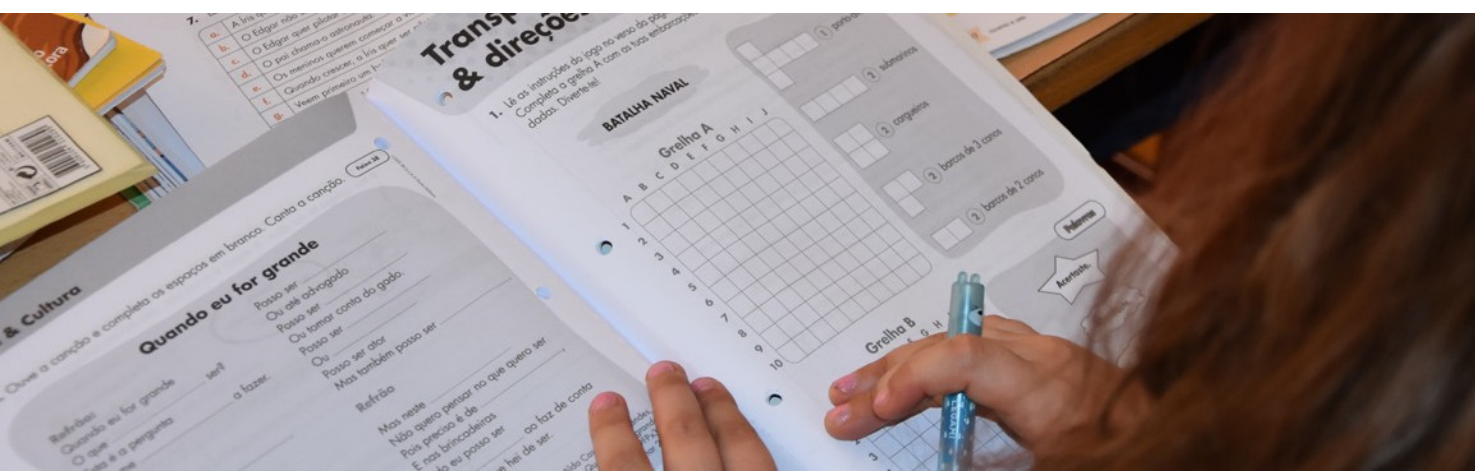
1980 年代の終わりに HSK 授業を行っていたのはイタリアとスペインのほか、ユーゴスラビア、トルコ、ギリシャ、ポルトガルのみであったが、1990 年代以降、授業提供団体の数は増加を続けた。現在、州の認可を受けている HSK 授業は 31 言語を数える。

2009/10 学校年度には HSK 生徒数が初めて 1 万人を超えた。その内訳を見ると言語によって生徒数はさまざまで、それには言語圏の規模、運営団体の組織状況や財政状況、出身国政府からの援助など、種々の要因が関係している。

HSK 授業の運営方法は実に多岐にわたるが、そこにも各運営団体や言語共同体間の差異が反映されている。例えば教育への理解、国外移住や避難の背景、歴史的経緯、あるいはスイスでの生活に対する見方などに違いがある。

当初の HSK 授業は、出身地に戻ることにした生徒の学校 (再) 編入をなるべく容れやすくすることを第一の目的としていたが、時代の流れとともに生徒のバックグラウンドも変化し、それに伴い授業の目的も変わっていった。出身地に戻る生徒はごく少数であったため、授業の目的は、移民一世や二世の子どもの現地社会への統合を支援することに変わっていったのである。また加えて、社会統合も《帰国》も特に自分たちにとって大きな問題ではない国際結婚家庭の子どもも、HSK 授業に参加するようになった。

それと並行して、すべての生徒に対するマルチリンガリズムの促進やそれぞれの継承語の推進が、それ自体重要な目標として定着していった。こうして、マルチリンガリズムには可能性が秘められているという、教育における実践と研究から得られた認識が授業の中に吹き込まれたのである。このような助成からは、個人ばかりでなく社会全体も恩恵を得ている。チューリッヒ州では、公立学校に通う生徒の約 43 パーセントがドイツ語以外の第一言語を話す (チューリッヒ州教育統計、2020 年現在)。このようなマルチリンガリズムが秘める可能性は促進され、活用されるべきである。



2 概念と基本原則

概念

児童および青少年は、継承語と継承文化授業の中で、ドイツ語以外の各自の継承語能力を高めていく。この継承語とは第一言語もしくは第二言語である。生徒はまた、とりわけ家族の出身地域の文化や歴史、文学、地理、伝統など、種々の文化や生活環境に関する知識を深めていく。自分を取り巻く状況に正面から向き合い、そうすることでスイスや場合によっては出身地といったさまざまな社会の中で、自分らしく生きる力を伸ばしていく。HSK 授業は、生徒の言語的、認知的、社会的、感情的な成長を総合的に支援する。

《継承語と継承文化》という名称は言葉通りの意味としては不正確な表現であるが、法的基盤に関して誤解を招くことのないよう、この学習要綱では引き続き使用することとする。実際には HSK 授業に参加する児童や青少年の中で、その出身地が明らかにただ 1 つの故郷であるという生徒は少数であり、スイスで生まれ、複数の生活環境や文化を背負って暮らしている生徒が大多数を占めている。

基本理念

- HSK 授業は、生徒の年齢や予備知識、学習レベルに合わせて、継承語運用能力を促進する。
- 授業は、カリキュラム 2 1 の《基盤〔Grundlagen〕》章、《教育目標〔Bildungsziele〕》において学校の指針とされている価値観に沿って行われる。なかでも特に以下の価値観が挙げられる。
 - › 《学校は、政治、宗教、宗派に関して中立である。
 - › 学校は機会均等を促進する。
 - › 学校はジェンダー平等を促進する。
 - › 学校はあらゆる形の差別に反対する。
 - › 学校は、社会的平等、民主主義、自然環境の保持に対する理解を喚起し、促進する。
 - › 学校は、他者との共同生活における相互理解、特に文化や宗教、生活様式に関する相互尊重を促進する。
 - › 学校は、児童や青少年それぞれの学習諸条件が異なっていることを前提に、多様性と建設的に向き合う。
 - › 学校は、複合的な社会の中で、社会共同体の団結に寄与する。》
- バイリンガリズム・マルチリンガリズムは可能性を広げてくれる有益なものだという意識を、授業を通じて強化する。マルチリンガリズムを社会の財産と理解し、ポジティブに評価する。
- 異なる帰属意識、文化、伝統、歴史から生じるさまざまなアイデンティティの素地とうまく付き合えるよう、授業を通じて児童や青少年を支援する。その際には、出身地ならびにスイス双方について個々の経験や知識が取り上げられ、掘り下げられ、考察される。この取り組みではある価値観や社会的規範、歴史、宗教などが取り扱われることになる一方で、特定宗派の宗教教育や（政党）政治的イデオロギーへの教唆が授業で行われることは決してない。
- 生徒の対人問題解決力、異文化理解力、判断力の向上を支援する。また、他者に対するオープンで偏見のない、

敬意に富む姿勢を促進する。

- 移民の背景を持つ児童や青少年の、公立学校への統合を支援する。
- 生徒がスイスや出身地においてそのマルチリンガリズムや異文化理解力を後の教育や職業で活用できるよう、諸条件を整える。
- 生徒がスイスや出身地で同じ言語を話す者とコミュニケーションを取れるよう支援する。
- 生徒がそれぞれの年齢に合ったメディアや書籍を継承語で利用できるよう支援する。
- 児童や青少年の体験や関心事を尊重しながら、新たな興味を喚起する。とりわけ授業に電子メディア（継承語で書かれ使われているウェブサイトやソーシャルメディア）を取り入れるなどして、学習事項にできるだけ直に触れられる機会を作り、学習活動と各自の言語行動とを結びつける。学習ステップや課題は個々の生徒の状況に合わせる。
- 授業には遊びの要素や口頭でのコミュニケーションを取り入れる。幼稚園では遊戯的やりとりを基本とする。
- 授業では、生徒自身が複数の言語および生活環境の中で暮らしているという特別な状況を最大限活用する。そのためにも生徒それぞれの経験を定期的に取り上げ、それを丁寧に比較することが教育活動の基本となる。継承語とドイツ語の比較、また方言と標準ドイツ語、標準継承語との比較を通じて各言語の運用能力を高め、さまざまな生活環境の比較を通じてその共通点、相違点、主な特性に対する理解を深める。

構成と構造

HSK 学習要綱はカリキュラム 2 1 を指針とし、その構造や概念を取り入れていることから、ここでカリキュラム 2 1 の構成について簡単に説明する。詳細はカリキュラム 2 1 の《概要〔Überblick〕》および《基盤〔Grundlagen〕》の各章に記されている。

カリキュラム 2 1：教育の過程と構造

カリキュラム 2 1 では、スイスの義務教育 1 1 学年を 3 つの過程（Zyklus）に分けている。第 1 過程は幼稚園の 2 年間と小学校の初めの 2 年間（2 年生の終わりまで）、第 2 過程は小学校の 4 年間（3 年生～6 年生）、第 3 過程は中学校の 3 年間（7 年生～9 年生）である。

カリキュラム 2 1 は語学、数学、自然・人・社会（NMG）、図工、音楽、体育の 6 科目から成り、科目ごとに、公立学校就学中に生徒が身につけていく技能が説明される。同カリキュラムにはさらに、教科横断的なモジュールである《メディアと情報科学〔Medien und Informatik〕》および《職業指導〔Berufliche Orientierung〕》も導入されている。持続可能な成開発のための教育という基本理念（BNE）のもと、各科目およびモジュールの授業要綱には

科目の枠にとらわれない技能（人的、社会的、手法的技能）および教科横断的なテーマが組み込まれている。

カリキュラム 2.1：技能構成

カリキュラム 2.1 の各科目は、複数の技能分野に細分される。例えば、授業科目のドイツ語、英語、イタリア語、フランス語にはそれぞれ、《聴解》《会話》《作文》《焦点：言語》《焦点：文学》（ドイツ語）および《焦点：文化》（英語、イタリア語、フランス語）という技能分野が属している。各技能分野では、種々の技能とその構成要素が詳述され、また各技能については、それぞれの過程で求められる知識やスキルが段階を追って説明される。この技能の諸段階は、技能というものがある期間を通して継続的に習得されるものであることを示している。

HSK 学習要綱：その構造と技能構成

HSK 学習要綱では、各過程で習得すべき技能の段階的細分化は行っていない。それぞれの言語と文化に特有の技能やそれに相応する内容の定義は各 HSK 運営団体が行い、HSK 教員がそれぞれに具体的な授業を準備できるようにする。

3 学習および授業の理解

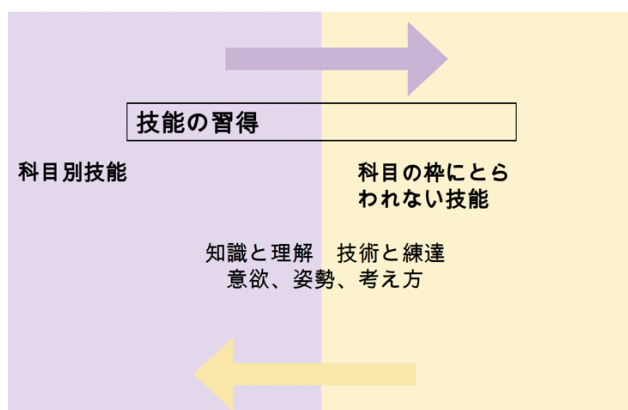


図 1：技能の習得（カリキュラム 2 1《学習および授業の理解（Lern- und Unterrichtsverständnis）》の章参照）

技能重視型の授業

継承語と継承文化授業は、技能やその習得についてはカリキュラム 2 1 に準拠しており、焦点を科目や技能の分野で生徒が習得すべき知識や技術、その練達に当てている。技能というのは、技術、練達、知識のほか、意欲、姿勢、考え方というふうに、その内容や習得の経過に関して複数の側面を持つ。さらにこれら学習態度には、文化的に考慮されるべき側面もあるのだが、特に自主的な学習や協力姿勢、モチベーション、学習意欲などが含まれている。

習得すべき技能には、科目別にとらえられるものと科目の枠にとらわれないものがある。科目別技能とは、科目特有の知識およびそれにつながる技術と練達をさす。科目の枠にとらわれない技能とは、学習全体にとって重要な知識やスキルをさす。これには、人的、社会的、手法的な技能が含まれる。

技能重視型の授業では、求められる技能を生徒が習得もしくは強化できるような学習内容を選び、それを教育的に方法立てて実践していく必要がある。HSK 教員は、HSK 学習要綱や教材をもとに、どの科目内容やテーマを扱えば目標技能を習得するための学習に繋がるかを熟考する。そしてこの原則に基づいて、生徒が重要技能を習得できるような学習環境や授業ユニットを構築する。その際には、学習グループを構成がする生徒の状況が不均質であることを十分顧慮する。

技能重視型の評価

技能重視型の授業には、技能目標の到達を示すようなフィードバック文化も欠かせない。建設的なフィードバックは質の良い授業の中核であり、学習や技能習得をサポートできる。生徒は、形成的に（次の機会での改善が図れるような助言を行うなど、学習の経過を見守る視点から）、総括的に（学習の経過を一旦締めくくり総括する視点から）、かつ予測的に（次段階や次学年の学習に問題なく向かうための条件がそろっているかどうかを判断をするなど、将来に目を向ける視点から）評価される。

小学校 2 年生以降の生徒は、HSK 授業の学習成果と進捗状況について成績評価を受ける。公認の HSK 授業を行う HSK 教員は、毎学期末、各生徒の成績評価を成績証明書に記入する。チューリッヒ公立学校の当該クラス担任はこの評価を成績表に書き込む。幼稚園から小学校 1 年生までの児童には成績評価はないが、HSK 教員は児童の学習の進み具合について、面談で保護者にフィードバックを伝えることができる。

成績評価は、HSK 授業で目指している技能に生徒がどの程度到達したか、また学習においてどのような進歩が達成できたかを示すものである。HSK 教員は任意で、成績証明書に個々の技能分野についての評価も追加できる。技能分野というのは、第 1 過程および第 2 過程では聴解、読解、会話、作文、焦点：言語、焦点：文学、自然・人・社会（NMG）、第 3 過程では聴解、読解、会話、作文、焦点：言語、焦点：文学、自然・技術（NT）、経済・労働・家庭（WAH）、地理・歴史・社会（RZG）、宗教・文化・倫理（RKE）となっている。

成績は、運営団体が作成したかもしくは出身地の教育庁から受け取ったカリキュラム目標に合わせて、本学習要綱に記されている技能に沿った評価をする。成績評価の対象は科目の学習成果や技能であり、態度や注意力、時間を守るかどうかなどは顧慮しない。能力評価および評点付与にあたっては、原則としてチューリッヒ公立学校と同様の判定基準を用いる。

成績は、授業における児童や青少年の総合成果を評価するものである。正式な試験の結果のみを反映するのではなく、HSK 教員が授業を通して観察した科目学習成果（口頭での発言や学習の経過など）も合わせて考慮される。したがって、成績は個々の試験結果の平均得点というわけではない。

HSK 教員は要望に応じて、公立学校クラス担任が生徒を評価する補佐をする（とりわけ進路決定において）。

宿題

宿題は、授業外の時間に学習課題に取り組む機会を与えることで、学習の経過を支援するものである。児童や青少年は通常、保護者に直接手伝ってもらうことなく自力で宿題をするべきだが、対話や遊びを交えた宿題などでは、保護者の継承語能力を有効に活用することが意義深い場合もある。また、保護者は、自分の子どもが授業で学習していることに関心を持つべきである。これは、保護者会や授業参観などを通じて教員と保護者が協力し合うことで推進できる。HSK 教員は個々の生徒の学力や年齢に応じて宿題を出し、生徒への過度の負担は避け、適した課題で学習意欲を高めさせる。

教材と教具

教材や教具は HSK 運営団体が選択し、準備する。運営団体は、生徒によって異なる学力や技能目標、特有の境遇（バイリンガリズム・マルチリンガリズム、移民としての体験）を顧慮し、本学習要綱に即してその要求が満たせるようサポートする。従来の授業教材（本や学習ドリルなど）のほか、電子メディア（オンラインで利用できる映画やビデオ通話、ソーシャルメディアなど）も活用する。

授業メソッドの選択

HSK 教員は授業の構想にあたり、教育の基本方針ならびに本学習要綱の範囲内で、メソッドを自由に選択できる。メソッドは授業状況に合わせて、それぞれの技能目標や内容、また生徒や教員自身に最もふさわしいものを選択することとする。直接教授法、発見型学習、個別学習、プロジェクト授業、パートナー学習など、多数のアプローチを授業メソッドとして利用できるよう心がける。

メソッドを決定する際には、グループを構成する生徒は多くの場合一様ではないということを考慮する。というのも、生徒は学年や学校が違っていたり、年齢や生い立ちが異なっていたり、第一言語や第二言語の言語状況もそれぞれに異なっていたりするからである。

授業の中立性

HSK 授業は、政治的、宗教的に中立である。多元的な世界観を基底とし、いかなる政治的、国粋的な思想教化も放棄する。

授業では、歴史的事象に関してはさまざまに異なる解釈を取り扱う（カリキュラム 2 1 《地理・歴史・社会に関する教育的注意事項〔Didaktische Hinweise zu Räume, Zeiten, Gesellschaften〕》の章を参照）。歴史的実事は検証可能である一方、その解釈はものの見方や立ち位置、関心によって変わるからである。

HSK 授業で宗教を取り上げるとしたら、そのねらいは宗教に関する知識を得ることであり、特定の信仰の告白や宗教的な行為の遂行がねらいであることはない。授業では、偏見のないオープンな姿勢、また各宗教や各世界観を差別の目で見ない態度を促進する（カリキュラム 2 1 《倫理・宗教・共同体に関する教育的注意事項〔Didaktische Hinweise zu Ethik, Religionen, Gemeinschaft〕》の章を参照）。

例えばある国の国歌を紹介し、その内容について話し合い、その歴史に触れるとき、授業の中立性は保たれている。それに対し、国歌を毎回授業前に斉唱したり、また偏った一方的な国家アイデンティティを推進したり国家主義的愛国心を故意に作り上げたりすることは、授業の中立性に反する。



4 授業科目《言語》

授業科目の意義と目標設定

標準語および言語考察

HSK 授業は可能な限り当該言語の標準語で行われる。それがまだ不可能な場合には方言やドイツ語も併用し、生徒が必ず理解できるようにする。授業では児童の継承語予備知識に触れるが、これは個人差が非常に大きく、方言が混ざる場合もあることを考慮する。

地域をまたいで言語を使用し、文字を読み書きし、出身地の文字文化に触れるには、その標準語の知識が不可欠である。そのためにも、文法や正書法、年齢に応じた形での言語考察や言語比較の仕方を教える。また学習意欲が高まるような機会を通じて、継承語のさまざまな側面について生徒に熟考させる（各種方言とその違い、言語の進化、英語や他の外来語、ドイツ語や学校で習う他の言語との構造的な相違点や類似点など）。

語彙（言い回しや文型の説明などを含む）を増やすことによって、さまざまな状況で多様なテーマについて適に表現する力を培う。

生徒は話し言葉や書き言葉の使い方をできる限り頻繁に、かつ実践的に学ぶ。そのために HSK 教員は適した題材を提案し、その時行われている催しなどを学習に組み入れる。そういった工夫により、厳選された文学作品に触れたり新旧メディアを利用しながら楽しく確実に筆記を学んだりする機会の中で、生徒が標準継承語への関心を高められるようにする。

異質性

HSK 授業では、継承語能力が生徒によって非常に異なりうるという状況を考慮する。会話能力、語彙量、標準継承語の習熟度、読み書き経験、文法や正書法に関する能力などがこれに該当する。このような異質性に適宜対処するにあたり、教員は授業や要求内容にできるだけ幅をもたせ、個別に対応する。

言語比較

児童や青少年は、それぞれの言語状況に合わせて継承語をドイツ語やあるいは学校で学んでいる外国語と比較することで、言語に関する理解や意識（言語意識）を深めていく。自分の継承語とドイツ語もしくは学校で学んだり話されたりしている他の言語とを比較してその類似点や相違点を理解することは、自分の立ち位置を確認し、安心を得ることにつながる。公立学校クラス担任と協力し合って言語比較プロジェクトを実現するのは特に効果的である。

科目の枠にとらわれない言語能力と学科特有の言語能力

生徒は継承語において、日常生活で使われる基礎的なコミュニケーション能力を磨くだけでなく、科目の枠にとらわれない言語能力、また科目学習特有の言語能力も習得する。これら言語技能は、さまざまな様式の文章を理解したり、学校で総合学習に取り組むのに欠かせない。科目の枠にとらわれない言語能力は、複合的な事柄や抽象的な物事を理解・表現したり、因果関係を見極めたり、自分で文章を構成する際に必要となるものである。学科特有の言語能力というのは、特定の専門分野で使用される用語や概念、表現様式などの理解に繋がる。

文字

公立学校では、児童および青少年は全員ドイツ語およびラテン文字で読み書きを学ぶ。HSK 授業に通う生徒はそれに加えてさらに、各自の継承語の文字を学ぶ。学ぶ文字がまったく異なる場合、双方の習得過程はそれぞれほぼ独立して進み、緊密な調整を図る必要はない。これに対し、HSK 授業でラテン文字やギリシャ文字、キリル文字を学ぶ場合、HSK 教員は公立学校でのドイツ語の文字学習を引き合いに出しながら、学習経過の混乱を避けなければならない。教員は、継承語とドイツ語のアルファベットとの相異を分かったうえで説明できないなければならないし、両言語を同時に学習し始める場合には（バイリンガルの読み書き教育）、教員は当該児童の公立学校クラスでの文字学習状況やメソッドについて情報を得て、可能な限り公立学校クラスの教員と話し合っ

マルチリンガリズムの教授法

HSK 授業でも公立学校の語学授業でも、目指すのは完璧なバイリンガリズム・マルチリンガリズムではなく、機能的マルチリンガリズムを得られるような教育である。カリキュラム 2 1 では《言語〔Sprachen〕》の章で、教授法に関して次のような教示がなされている。《機能的マルチリンガリズムは、習得レベルはどうかであれ諸言語や諸分野にわたる技能を用いて多様でダイナミックな言語レパートリーを追求し、さまざまな状況で言葉を上手に使いながら立ち回れるようになることを目指す。生徒は、言語学習の中で既習事項を再確認しながら、マルチリンガルな言語レパートリーを効果的に拡張していく。》

マルチリンガルな言語レパートリーは 2 言語以上から成り、その構成言語というのはさまざまな領域（学校、余暇、家庭など）でそれぞれに違った使われ方をしており、また対話相手やコンテキストによって使い分けられている。1 つの言語が優勢になるケースが多く、生徒はその言語を残りの言語より上手に、好んで、また頻繁に使うが、その優勢状況は時間の経過とともに移り変わることもある。多くの場合、就学年齢に達するまでは継承語あるいは家庭内で使われている言語が優勢である。学齢期になるとドイツ語がその重要性を徐々に増すことが多く、残りの言語よりも優勢になる場合もある。マルチリンガルな人は通常、使用言語やその使用領域を厳格に区別せず、言語レパートリー全体を活用して効果的かつ柔軟に言語を用いている。

継承語と（スイス）ドイツ語の《言語ミックス》はよく観察されるものであるが、無下に阻んだり避けたりしない方がよい。これは 2 つの言語環境の中で 2 つの言語に挟まれて成長していく状況に呼応したものであり、種々の観点において（理解の助け、不足部分の繋ぎ、あるいは遊び感覚のアクティビティとして）有益となることがある（継承語授業のための教材シリーズ《方言と標準語の取り扱い〔Umgang mit Dialekt und Standardsprache〕》の巻を参照、チューリッヒ教育大学 IPE センター）。

技能分野

技能分野について

以下は、カリキュラム 2 1 から抜粋した技能分野および諸技能である。説明の対象は当然のことながら継承語における技能とする。

特定の技能やそれに対応する内容（各過程・各技能段階への学習項目細分化）の定義は、各 HSK 運営団体が行うものとする。

聴解

- 聴解素材から重要な情報を聞き取ることができる。
- 会話についていき、聞いていることを示すことができる。
- 話された情報を聞き取ることができる。

会話

- 自分の発話動作機能や発音、声調を適 に使うことができる。語彙や文型を発話表現のために活用して、適度に流ちょうに話すことができる。徐々にでよいが、標準継承語も使いこなす。
- 対話に活発に参加し、また対話を始められる。
- 1人で話す状況（口頭発表や詩の暗唱など）で、適 かつ明瞭に表現できる。
- 自分の発言、プレゼンテーション、会話の態度を省察できる。

読解

- 継承語における読解の基礎力を持つ。
- それぞれの諸条件に応じて、年相応の実用的な文章から重要な情報を読み取ることができる。
- それぞれの諸条件に応じて、年相応の文学的文章を読み、それについて話し合い、読解力を発展させられる。
- 自分の読書習慣や興味について省察できる。

作文

- 年齢や諸条件に相応した形で、自分の言いたいことを継承語の文字を使って表現できる。標準語でも徐々にしっかりと表現できるようになる。さまざまな文型や十分な語彙などを使いこなせる。
- 多様な文章様式を知っており、目的に合った構造、内容、使用言語、形式で文章が作成できる。
- 年相応の指示や説明、手本を基に、意味の通じる理解可能な文章を構成できる。
- それぞれの諸条件や年齢に応じ、形式上できる限り正確な標準語で文章を作ることができる。
- 文章を書くプロセスや自分が書き上げた文書について考察し、その質を評価することができる。

焦点：言語

- 妥当な問いや課題を通じて、継承語について考える（文法上の性、複数形や時制の作り方、方言、歴史など）。その際には、ドイツ語もしくは学校で学んだり話されたりしている他の言語と比較すると、継承語の特徴を明確に認識しやすくなる（言語意識/language awareness）。
- 言語の使用のされ方とその機能について探究できる。
- 就学中に学習し訓練した正書法や文法知識を自在に活用できる。

焦点：文学

- 継承文化における、年相応の文学的文章（言葉遊び、歌詞、散文、詩、口承文芸など）を知っている。
- これらの文章やそこで理解したことについて、話すことができる。
- 出身地の文芸に関する見識（物語、重要人物など）を持ち合わせている。
- 異なる言語や文化の中にあって類似テーマを扱っている文章を、比較することができる。
- 文学的文章というものの内容や形式、言語は、情趣を引き出すために意図的に練られているということを実感し、認識し、考察する。また、文学ジャンルや表現形式の主な特徴がわかる。



5 授業科目 《自然・人・社会》

前記

自然・人・社会 (NMG) という科目の内容は、自然・技術 (NT)、経済・労働・家庭 (WAH)、地理・歴史・社会 (RZG)、宗教・文化・倫理 (RKE) の4つの観点から成る。第1過程と第2過程では、この4つの観点が1つの授業科目の中で扱われる。したがって、自然・人・社会は、第1過程から第3過程までの科目分野全体を意味すると同時に、第1過程と第2過程では授業科目カリキュラムの名称となる。第3過程では、この4つの観点がそれぞれ個別の授業科目として扱われる。

授業科目の意義と目標設定

生徒は、文化的由来がさまざまに異なる人々と互いに尊重し合いながら共に暮らし、妥協を図り、衝突を円満に解決するための技能を高めていく。このような異文化理解力の向上には、さまざまな出身地域、方言、言語、宗教間での、あるいは出身地とスイス間、出身地と他国間での、偏見のない熟慮された比較が役立つ。授業は、生徒のオープンで寛容な姿勢を促進するものであって、比較によって物事を定型に押し込めたり差別したりすることは避ける。例えば、ある児童を特定の宗教や民族、あるいは言語の代表者と見なすようなことは絶対にあってはならない。

生徒は HSK 授業の中で、自分たちは移民家庭やマルチリンガル家庭に育つバイリンガル・マルチリンガルの児童・青少年であるという状況に、正面から向き合うことになる。学習グループという輪の中で、共通の継承語というものを体験する。ただし個々人の経験や出身地との結びつきはそれぞれに異なるものである。授業では、出身地が同じであっても宗教的帰属、世界観、社会的地位、言語 (各種方言、マルチリンガリズム)、地性は異なるということに配慮する。

授業ではスイスと出身地双方の価値観がテーマとして扱われ、その共通点と相違点に意識を向けることによって、生徒は多様性という価値観を自ら見出していく。このプロセスを通して、さまざまな基準を統合する形で自己というものの発達が促され、また同時に生徒の自信も高められる。

授業では理科・社会系のテーマを扱い、さまざまな文化についての見識を深める。実際の行事を体験することでも架け橋がもたらされ、比較につながる。

授業には、他国への移住や他国からの移住にまつわる体験や、異文化共生社会の中での日常生活にまつわる経験を反映させる。

生徒は出身地の歴史や地理について要点を学び、出身地やスイスの現在の暮らしにつなげて考える。

科目授業の中で生徒が学ぶ新しい概念は、知識の土台になると同時に、言語能力の拡張にもつながる。教員には言語に関する意識の高さが求められ、各授業の適所で、必要な表現や専門的語彙を正しく明確に使う生徒に教え込むようにする。

技能分野

技能分野について

以下に続く諸技能は、特に HSK 授業に関連するものをそれに即した形で説明しており、HSK 授業の特性に照らし合わせて理解しやすくなっている。その基底となっている構想については、カリキュラム 2 1 中の技能説明でも同等の意味内容が記されている。下記では、HSK 授業特有の目標を、カリキュラム 2 1 中の対応する技能描写と結びつけて書き出してある。しかしながら、ここからさらにもう一步踏み込んで、カリキュラム 2 1 の自然・人・社会 (NMG、第 1 過程と第 2 過程) 科目の内容や、第 3 過程では宗教・文化・倫理 (RKE) 科目、地理・歴史・社会 (RZG) 科目、経済・労働・家庭 (WAH) 科目、自然・技術 (NT) 科目の内容と突き合わせてみるのも、意義深いことである。言語という授業科目と同様、生徒はこれらの技能を義務教育終了時まで習得しているべきである。

自然・人・社会 — 宗教・文化・倫理

- 人の話を関心を持って聞き、感情を認識し、話し相手に理解を示すことができる。自分や他者に対して持っているイメージを常に見直す。

カリキュラム 2 1 とのつながり

NMG.10: 《共同体と社会 — 人と共に暮らし、社会に参画する〔Gemeinschaft und Gesellschaft – Zusammenleben gestalten und sich engagieren〕》

RKE.5: 《私と共同体 — 生活を営み、人と共に暮らす〔Ich und die Gemeinschaft – Leben und Zusammenleben gestalten〕》

- 出身地とスイスの異なる生活環境に堅実に向き合い、その双方に対して偏見のない寛容な心を育む。それぞれの生活環境への帰属意識について自問自答を繰り返し、それを自分の個性として受け入れていく。時に相対する自分の心と、建設的に折り合いをつける。
- 人が人と共に生きていくには、互いに配慮し合い、規則を守ることが不可欠であることを自覚する。また、そういった規則は価値観や社会規範に基づくもので、それは変化しうる、また変化していくものであるという意識を持つ。
- 多くの根本的な問いへの答えが個人の価値観や世界観に依存しているということを理解する。出身地とスイスにおける主要な価値基準や伝統を知り、個人の価値観や世界観がそれにどのように依存しているかを考察する。出身地とスイスの主な価値基準や伝統を知り、それについて熟考する。
- 自分の感情や他者の心情を言い表し、新たな課題について話し合うことができる。人間の知性、精神、身体についての基礎知識や継承語でのそれら語彙は、自分や他者に対する理解を深め、人生の進路を決定していく助けとなる。個人的な意識、欲求、願望について語るために必要な概念を身につける。

カリキュラム 2 1 とのつながり

NMG.11: 《基本経験、価値、規範を探索し、考察する〔Grunderfahrungen, Werte und Normen erkunden und reflektieren〕》

RKE.1: 《自らの存在の基本経験を熟考する〔Existentielle Grunderfahrungen reflektieren〕》

RKE.2: 《価値と規範を明らかにし、決定の責任を負う〔Werte und Normen klären und Entscheidungen verantworten〕》

- 家庭、友人関係、学校、出身地、自身の民族、宗教的制度に関わる多くの経験と意識的に向き合うことにより、社会的相関関係や相互作用の多様性を洞察する。個人は共同体の一部として社会の影響を受けており、また個人も社会に影響を与えているということを認識する。
- 出身地を親しみ深い存在としてとらえる。
出身地やスイスで自分とは異なる集団に属する人々に出会った場合、できる限り先入観にとらわれずに接する。その際、相手の価値観や生活様式に理解を示す努力をする。また他者や自分自身が持つ偏見を認識し、それに建設的に対処することができる。

カリキュラム 2 1 とのつながり

NMG.12: 《宗教と世界観に出会う〔Religionen und Weltansichten begegnen〕》

RKE.3: 《文化や社会における宗教の足跡と影響を知る〔Spuren und Einfluss von Religionen in Kultur und Gesellschaft erkennen〕》

RKE.4.4: 《宗教や世界観と向き合う〔Sich mit Religionen und Weltansichten auseinandersetzen〕》

自然・人・社会 — 地理・歴史・社会

- 地理学、経済学、生態学をふまえた授業内容は、出身地に関する教養を高める。指針となる基礎知識がそれ相応にあれば、こういった学習内容を包括的にとらえやすくなる。生徒はさまざまな発信源から得た情報を整理し、評価付けすることを学ぶ。これは出身地で自在に活動する助けにもなる。
- 人間の感情、思考、行動が、環境の発展に影響を及ぼすということを認識する。地域、国家、世界といった各レベルの問題に取り組み、それらが身近な生活にどう関わるのかを意識する。

カリキュラム 2 1 とのつながり

NMG.7: 《人々のライフスタイルや生活空間について見聞を広め、比較する〔Lebensweisen und Lebensräume von Menschen erschliessen und vergleichen〕》

RZG.2: 《ライフスタイルや生活空間の特徴をつかむ〔Lebensweisen und Lebensräume charakterisieren〕》

RZG.3: 《人間と環境の関係を分析する〔Mensch – Umwelt-Beziehungen analysieren〕》

- 自らの見聞や写真、地図、その他メディア（継承語のウェブサイトなど）からの情報を利用して、出身地について考察し、スイスと比較したりすることで、出身地に関して相対的なイメージを持つ。

カリキュラム 2.1 とのつながり

NMG.8: 《人は空間を利用する — 立ち位置をとらえ、共に形造る〔Menschen nutzen Räume – sich orientieren und mitgestalten〕》

RZG.4: 《空間の中で立ち位置をとらえる〔Sich in Räumen orientieren〕》

- 現在や過去における出身地の文化財について知り、それを大ににする。
- 指針となる基礎知識に基づいて、出身地の現在と過去の出来事、発展、例証を整理することができる。その際、移民の歴史は特に重要である。
- 厳選された例を通して、どんな表現も主観的でありなんらかの評価を内包しているということを学ぶ。また、歴史的な背景を知ることによってさまざまな立場や利害をより深く理解できるということを理解する。



カリキュラム 2 1 とのつながり

NMG.9: 《時間、継続、変化を理解する — 歴史と物語を区別する〔Zeit, Dauer und Wandel verstehen – Geschichte und Geschichten unterscheiden〕》

RZG.6: 《世界史の連続性と激変を明らかにする〔Weltgeschichtliche Kontinuitäten und Umbrüche erklären〕》

RZG.7: 《歴史文化を分析し活用する〔Geschichtskultur analysieren und nutzen〕》

- 社会に参画し、現在の社会成長や今後の発展に自分も関わり、共に責任を負っていく機会を学ぶ。
- 子どもの権利を含め、人間が持つ基本的な権利について知り、それを指針として行動する。

カリキュラム 2 1 とのつながり

NMG.10: 《共同体と社会 — 人と共に暮らし、社会に参画する〔Gemeinschaft und Gesellschaft – Zusammenleben gestalten und sich engagieren〕》

RZG.8: 《民主主義と人権を理解し、そのために行動する〔Demokratie und Menschenrechte verstehen und sich dafür engagieren〕》

自然・人・社会 — 経済・労働・家庭

- 出身地における人々の生活様式や労働形態と向き合い、スイスのそれと比較できる。
- 政治、経済、文化の間の相関関係に対して洞察力を持つ。

カリキュラム 2 1 とのつながり

NMG.6: 《労働、生産、消費 — 情勢を把握する〔Arbeit, Produktion und Konsum – Situationen erschliessen〕》

WAH.1: 《生産世界と労働世界を探索する〔Produktions- und Arbeitswelten erkunden〕》

WAH.3: 《消費行動を考える〔Konsum gestalten〕》

自然・人・社会 — 自然・技術

- 自然と技術と人とが、普遍的な法則にのっとりどのように作用し合っているか見極められる。
- 自然と技術に関するテーマについて、事例にあたりながら具体的に取り組む。また、それに関連する継承語の語彙を広げる。

カリキュラム 2 1 とのつながり

NMG.2: 《動植物や生息地について探究し、保全する〔Tiere, Pflanzen und Lebensräume erkunden und erhalten〕》

NMG.5: 《技術の発展と実現を把握、評価し、応用する〔Technische Entwicklungen und Umsetzungen erschliessen, einschätzen und anwenden〕》

NT.1: 《自然科学と技術の本質と意義を理解する〔Wesen und Bedeutung von Naturwissenschaften und Technik verstehen〕》

6 各過程に応じた授業の進め方



図2：発達に重点を置いたアプローチと授業科目
(カリキュラム2 1《第1過程の重点 (Schwerpunkte des 1. Zyklus)》の章および《第2過程の重点 (Schwerpunkte des 2. Zyklus)》の章参照)

第2章第3項の説明にある通り、HSK学習要綱はカリキュラム2 1と異なり、習得すべき技能を個々の過程や能力段階に細分化していない。各過程ごとに習得されるべき技能やそれに合った内容の定義は、各 HSK 運営団体に一任される。以下の内容は、各過程に関する基本的な考え方である。

技能の大半は、3つの過程のすべてを通じて螺旋状に積み重ねるように育成されていくが、中には第1過程の開始時ではなくのちに始まるものもある。これは、その積み重ねのためには児童の発達や学習において特定の条件が満たされていなければならないからである。また、第3過程終了前に習得学習が完了する技能もある。

第1過程

第1過程の授業は児童の発達に重点を置き、特にはじめは科目の枠にとらわれずに構成される。遊びが持つ意味は大きい。カリキュラム2 1では、この方針を確認するために発達重視の9つのアプローチが示されており、第1過程における児童の発達や学習との結びつけ方を説いている。

幼稚園児は感覚的な体験や行動を通じて、自主的に、あるいは模倣によって学んでいく。事柄を、常につながりの中で理解する。園児がなにげなく無意識に学び取る物事は、教員のサポートによって概念として取り込まれ、明確な知識へと変化していく。例えば、階段を一段飛び降りることで階段という概念を理解し、加えてジャンプの技術、不安や成功という感情も学習する。このように、授業では園児の日常的生活体験を起点に、実際に自分で行動したり経験したりできる状況を作る。

授業では、園児が画像や自分の想像を言葉や文章にすることを学べるような体験をさせる。語彙力の促進については、生活環境に直結する語彙に加えて、空間的な方向感覚 (どこ、後ろ、上、など) や論理関係 (もっと多く、もっと少なく、同じだけ、など) を表す機能語にも留意する。

園児は遊びを交えた授業によって、絵本やテキストの世界に慣れ親しむ。また、日常生活で見かけるシンボル、記号、ピクトグラムに意味があることを学ぶ。

園児は文字で記されたものや文字の機能を認識する。さまざまな筆記用具を用途に応じて適宜利用する練習を行う。各自の諸条件に応じて、読み書きを開始する。

小学校 1、2 年生の学習の出発点となるのは、家庭、出身地、スイスでの日常生活における経験や個人的経験である。この年齢ではまだ家族との結びつきや家族の価値観の影響が強い。

授業では、聴解、会話、読解、作文、焦点：言語、焦点：文学といった、言語分野すべてにおいて能力の向上を図る。遊びの要素を含んだ学習様式が主要となるが、目的に適した系統立った訓練も取り入れる。読み書きの習い始めには、合わせてドイツ語の文字学習を顧慮するようにする。ここでは HSK 教員と公立学校クラス担任の間での調整が奨励される。混同の回避に有意義であれば、HSK 教員はドイツ語のアルファベットとの比較を行う。

第 2 過程

第 2 過程の児童にとっては、同年齢の仲間が非常に大 である。児童は生活の中で触れるさまざまな生き方や生活環境におのずと関心を抱くようになる。一般に、自分を取り巻く環境（家族や学校）との関係は良好で、疑問を抱くことはほとんどない。通常は自分や他者の文化に対して先入観を持たず、オープンで自然に接し、出身地にいる親類家族との関係や結びつきに関心を持つ。

授業では、聴解、会話、読解、作文、焦点：言語、焦点：文学のすべての言語分野を向上させる。特に着目すべき点は、ハイレベルで複雑な言葉使いもできるように能力を伸ばすことである。

第 3 過程

第 3 過程の青少年は、自分や周囲が持つ価値観に対して次第に批判的になっていく。その結果、場合によってはこれまで慣れ親しんできた価値や規範を拒否したり、逆に美化したりする。HSK 授業の意義を問い直すこともよくある。

HSK 教員は生徒のこのような変革的状况を理解したうえで、生徒の話をよく聞き、さまざまな（人生の）モデルを授業に取り入れ論評にさらすようにする。そうすることで、生徒が自分の立ち位置を見極め、人格を形成し、独自の道を見つける支援を行う。なかでも重要なのは、さまざまな経験や価値観、帰属意識を、生徒が自らの人生の中で統合していくのを手助けすることである。

授業では、生徒のそれぞれに異なる能力や知識を受け止め拾い上げる。各自が持つ特別な異文化知識や文化的知識を、HSK 授業だけでなく公立学校の授業や学校外でも積極的に活用するよう、生徒を促し励ます。

口頭および文章によるコミュニケーション、言語に関する考察、メディア教育は、授業で重要な位置を占める。生徒は、習得した種々の言語能力（継承語、ドイツ語、フランス語、英語）を活用し、類似点を引き出し、またネットワークを通じて知識を交換する機会を得る。このようにして、各々の言語能力や社会的行動力を向上させる。

授業では職業に関する展望を広げ、生徒が将来職業をもってスイス社会に溶け込んで生きていくための支援を行う。特に、バイリンガル・マルチリンガルならびに異文化に関する技能が自分にとってプラスの強みであるということを生徒が認識し、活用していけるよう、励まし応援する。

7 用語集

以下は本テキストで使用している用語の解説である。ほかに記載のない限り、以下の説明はチューリッヒ州教育庁の「学習要綱 継承語と継承文化」および、全州教育委員会代表会議（EDK）事務総局発行の「継承語教育〔*Unterricht in Heimatlicher Sprache*）」を基にしている。

バイリンガル Bilingualismus

→第二言語の項を参照。

方言 Dialekt

方言もしくは訛り言葉というのは、一部の地方や地域で使われる、標準語（ドイツ語など）や現地言語（スイスドイツ語など）の一バリエーションである。

標準継承語との差異は大小さまざまであり、地域のローカル言語として機能していることもある。

第一言語 Erstsprache (L1)、継承語 Herkunftssprache

第一言語は、人が最初に学ぶ社会言語といえるもので、つまり経時的に見て最初に学ぶ言語である。世間一般には《母語》とも言われる。多くの子どもは、最初に1つの言語だけを学ぶのではなく、2つ以上を学ぶ。そのような場合、つまり第一言語が複数ある場合を、同時性バイリンガリズム（simultaner Bilingualismus）とよぶ。第一言語は人生を通して優勢言語であり続けることもあるが、次第に重要度が下がっていくこともある。特に、それが授業で使われる言語や居住地で使われているローカル言語でないときはその可能性が高い。

継承語とは、出身国や出身地域において標準語もしくはローカル言語と見なされている言語や方言である。移民二世や三世の場合は、必ずしもその継承語が第一言語であるとは限らない。

専門用語 Fachsprache

専門用語とは、専門性のある語彙によって特徴付けられる標準継承語の一種である。

外国語 Fremdsprache

外国語とは、第一言語のほかに学ぶ言語で、さらにローカル言語以外の学習言語である。つまり外国語は、その言語が実際に話されている場所で習得される第二言語とは別物である。外国語を教えることは公立学校の任務のひとつであり、スイス各州の公立学校では多く、外国語としてスイスの他の地域の公用語ならびに英語を教えている。

機能的マルチリンガリズム **Funktionale Mehrsprachigkeit**

機能的マルチリンガリズムとは、状況やニーズに応じて複数の言語を使い分けてコミュニケーションを取る能力をいう。このようなタイプの言語能力は、複数言語のバランスが均整的にとれたマルチリンガリズムとは対照的である。機能的マルチリンガリズムの観点で見ると、言語能力にはさまざまな基礎力のさまざまな発達度があることがわかる。そのため、どの基礎力も必ず最高レベルに達しなければならないわけではなく、特定のスキルを体得しそれを機能的に使って各自目的を達成すればそれで十分というケースもよくある。機能的マルチリンガリズム教育は、公立学校の目標のひとつである。

出身地 **Herkunftsländer**、出身国 **Herkunftsstaaten**

出身地とは、生徒や保護者（あるいは親族）が以前暮らしていた、もしくは現在も暮らしている国のことをさす。出身地とのつながりの強さは人それぞれであり、例えば移民の世代によっても変わる。

標準語 **Hochsprache**

→標準継承語の項を参照。

アイデンティティ **Identität**、二文化的/複文化的アイデンティティ **bi- / plurikulturelle Identität**

（個人の）アイデンティティは、1人の人間の個性と、その人自身による自己の解釈と理解される。アイデンティティはプロセスを経て変化していくものであり、特に言語を通じた社会的なやりとりの中で形成される。二文化的/複文化的アイデンティティというのは、自分は同時に2つ（もしくはそれ以上）の異なる集団に属しているという感情、また、その価値観や姿勢の一部を自分も持っているという主観的感情と理解される。

社会統合 **Integration**

ここでいう社会統合とは、社会的、文化的、言語的に異なる背景を持った個人や集団が、市民社会の中で平等に社会活動や政治活動に参加でき、独自の言語的また文化的背景を尊重されるようになるまでのプロセスであると理解される。

技能 **Kompetenz**

カリキュラム21の《基盤〔Grundlagen〕》章に見られる《技能〔Kompetenzen〕》の定義は、フランツ E. ヴァイネルトの叙述を基にしている。ヴァイネルトによると、技能とは《技術、練達、知識のほかにも意欲、姿勢、考え方というふうに、意味内容や習得過程に関して複数の側面を包括するものである。（中略）技能の諸側面は、科目ごとの専門的な性質に加えて、その枠にとらわれない一般的な性質も持ち合わせる。専門的な技能とは、科目特有の知識やそれに連なる技術・練達をいう。その枠にとらわれない技能とは、科目の専門領域を超えて学校の内外での学びに重要な役割を果たす知識やスキルを意味する。人、社会、メソッドに関する技能がこれに当たる。》

文化 Kultur

本学習要綱では、文化を、ある社会またはある民族集団に特有の知的、物質的、情緒的諸面の総体ととらえる。これには芸術や文学に限らず、生活様式、基本的人権、価値体系、伝統、信仰も含まれる。個々人の特性がその文化や民族集団に一括りに限定されることはない。つまり、特定の文化に属しているというだけでは、その文化特有の特徴や特性、行動様式を必ずしも有することにはならない。さらに、ある社会またはある民族集団の文化は均質でも静的でも完成したものでもなく、実際の文化は常に新しい意味内容を生み出し、さまざまに混合しているものである。

生活環境 Lebenswelt

学習要綱では生活環境を、人がその時点で関わっているすべての物事、出来事、事柄の総体と理解する。生活環境は世界全体の一断面でしかなく、個々人の生活状況によって異なる。学習要綱では文化と生活環境とを精密に分けていないが、生活環境という概念ではより、個人とその現状、独自の行為やその言語活動とのつながりが強調される。

ローカル言語 Lokalsprache

ローカル言語とは、ある土地に住む住民の大半がコミュニケーションに使用する言語をいう。スイスの場合、ローカル言語はスイスドイツ語の各方言、またはフランス語、イタリア語、ロマンシュ語である。

マルチリンガリズム Mehrsprachigkeit、マルチリンガル mehrsprachig

マルチリンガリズムという概念は、3つ以上の言語を使う技能があるという事象を意味する。この概念は個人についても社会全体についても使われる。スイスではこれが、4つの国語が話されるということの意味する場合もある。本学習要綱では、個人についてマルチリンガルという場合、個人と各言語との関係はどうであれ（第一言語、第二言語、継承語、外国語）、3言語以上の受動的あるいは能動的言語能力を持つことをさす。したがって、例えばドイツ語を第一言語とし、そのほかに2つの外国語を話す児童もマルチリンガルということになる。

→バイリンガリズム・マルチリンガリズムの項も参照。

母語 Muttersprache

母語とは人が最初に習得した言語、第一言語をさす。ただしこの概念は、第一に習得する言語では母親のみが決定的な役割を果たすということを前提をしておき不正確であるため、学習要綱では第一言語という表現のみを用いる。

言語意識 Sprachbewusstheit (Language Awareness)

言語意識 (Language Awareness) を持つとは、言語を客観的にとらえる形式知や、意識的な言語認識、また言語の使用や学習経過に対する敏感さを持つことをいう。これには例えば、言語を区別したり混ぜたりしながらのメタ言語的コミュニケーションや、第一言語と第二言語あるいは標準語と方言との



言語比較といった活動が当てはまる。言語意識を持つことの教育上の目的としては、言語に対する好奇心や関心、（クラス内や社会の中の）言語の多様性の顧慮や認知、言語や相互行為への多面的視点などの助長が挙げられる。

標準継承語 **Standardvariante der Herkunftssprache**

ある言語において、標準化されており辞書や文法書で成文化され拘束力を持つとされるバージョンを、標準継承語という。書き言葉、文語、高位言語とも呼ばれ、一般的に方言と区別される。特定の（例えば公式な）状況では常に標準語が使用され、一方日常生活では方言が話される場合を、ダイグロシアという。標準語に習熟することは、公立学校と HSK 授業における言語教育の主要目標とみなされる。

異文化理解力 **Transkulturelle Kompetenz**、異文化学習 **transkulturelles Lernen**

異文化理解力とは、さまざまな文化的特性を持つ人々と適宜交流できる能力をさす。これは異文化学習によって発達させることができ、さまざまな生活環境での経験によって助長されうる。

第二言語 **Zweitsprache (L2)**

第二言語とは経時的な意味合いで 2 番目に学ぶ言語をさす。移民の背景を持つ子どもの場合は、ドイツ語圏スイスでのドイツ語といったように、現地の言語共同体の社会生活や文字文化に参加することを可能にする言語であることが多い。第二言語は、日常生活を難なく送るためにはほぼ、あるいはしばしば必須であるという点で、外国語と異なっている。とはいえ移民二世や三世になると、ローカル言語がすでに第一言語で、継承語の方が第二言語であったり、就学期間中に L2 が優勢言語になったりすることもある。

第二言語習得 **Zweitspracherwerb**

言語教授法においては、第二言語の習得と外国語の習得は区別される。第二言語がローカル言語として話されている地域でこれを学び取る場合は、第二言語の習得とは体得を意味する。そのような言語の授業は、第一言語や外国語の習得教授法とは異なる、独自の言語教授法で行われる。

バイリンガリズム・マルチリンガリズム **Zwei- oder Mehrsprachigkeit**、バイリンガル・マルチリンガル **zwei- oder mehrsprachig**

最も広義的には、バイリンガル・マルチリンガルとは、2 言語以上で能動的あるいは受動的な言語能力を持つ人をさしている。しかしながら、本学習要綱では狭義的な定義を用い、ドイツ語に加えてそれ以外に 1 つもしくは複数の継承語を話す生徒のみを、バイリンガル・マルチリンガルと称することとする。



8 付録

付録Ⅰ：チューリッヒ州学習要綱の諸条件

付録では第一に、HSK 授業に関して諸州にまたがっている法的基盤を概観する。続いて、チューリッヒ州内でその法的な諸条件に基づいて発展していった HSK 授業の実際（手続き、組織、連携）について、チューリッヒ公立学校局の詳述を記載する。

諸州間の基盤

全州教育委員会代表会議（EDK）は繰り返し、HSK 授業について意見を述べてきた。1991年10月24日公布の《外国語を話す児童のスクーリングの奨励》では、移民の背景を持つ子どもの、《出身地の言語と文化を大事にする》という基本的権利が確認された。個々に詳述すると、該当する州や地方自治体の担当機関に対し、以下の事項を推奨している。

- － HSK 授業を適 な形で支援し、可能であれば最低週 2 時限の範囲で授業時間に組み込む。
- － 必要な教育設備を無償で提供する。
- － 公立学校の教員と HSK 教員との連携を促進する。
- － HSK 授業への出席と、必要な場合は成績評価を、通知表で証明する。
- － 移民の背景を持つ保護者に、提供されている教育内容について情報を提供する。
- － 生徒の評価ならびに進級や選考を決定する際は、HSK 授業で習得された継承語能力を考慮する。

EDK はまた、2004年発表の言語教育に関する国家戦略でも、移民の背景を持つ子どもの継承語を HSK 授業で促進するという意図を掲げている（2004年3月25日発表の、義務教育学校における言語教育：EDK の戦略とスイス全土における調整作業計画参照）。同様の目標は、義務教育学校の調整に関する州間協定でも追及されており、これにより協定を結んでいる州は、宗教的また政治的に中立の立場を取る HSK 授業を組織面で支援する義務を負うことになる（2007年6月14日付けの、義務教育学校の調整に関する州間協定〔Interkantonale Vereinbarung über die Harmonisierung der obligatorischen Schule (HarmoS)〕参照）。スイス政府は2011年以降、言語法の枠内で、HSK 授業向けの種々のプロジェクトを支援している（2007年10月5日公布の国語および言語共同体間の理解に関する連邦法〔Bundesgesetz über die Landessprachen und die Verständigung zwischen den Sprachgemeinschaften〕（言語法 SpG）および、2010年6月4日公布の国語および言語共同体間の理解に関する条例〔Verordnung über die Landessprachen und die Verständigung zwischen den Sprachgemeinschaften〕（言語条例 SpV）参照）。

チューリッヒ州での法的基盤

チューリッヒ州では、HSK 授業は公立学校法と公立学校条例により法的に規定されている。

2005年2月7日公布の公立学校法

§ 15.

¹州教育庁は、公立学校以外の運営団体によって提供される継承語と継承文化の授業を認可する。

²認可の前提条件と認可後の諸条件については条例で規定する。

2006年6月28日公布の公立学校条例

§ 13.

- 1 継承語と継承文化の授業では、外国語を話す生徒が自身の第一言語および出身地の文化に関する見識を深める。
- 2 授業の運営団体は、出身地の大使館または領事館である。州教育庁は、他の運営団体が提供する授業も認可できる。
- 3 授業は、州教育庁が制定した学習要綱に沿い、政治的および宗教的に中立で利潤追求を目的としない場合に認可される。授業は最高週 4 時限とし、幼稚園と小学校 1 年生では最高週 2 時限とする。
- 4 教員は教員資格と十分なドイツ語力を必要とし、教育研修を義務付けられている。

§ 14

- 1 可能であれば、授業は公立学校の正規授業時間外に行う。
- 2 各市町村は
 - a. 可能であれば適 当な教室を無償で供用し、
 - b. 授業が学校の正規の授業時間内で行われる場合には、生徒の正規授業を最大週 2 時限免除し、
 - c. 授業の実施にあたって問題があれば州教育庁に報告する。
- 3 授業の成績評価は通知表に記載する。
- 4 申し込み手続きは州教育庁が担う。その他の点においては、授業の組織や実施は運営団体が担い、特に資金の調達、教員の選考・採用・監督は運営団体が行う。

チューリッヒ州での授業の組織と実施

以下に、法的条件に基づいてチューリッヒ州で発展した同州の HSK の実際について記述する。この項目では各種テーマがアルファベット順に記載されている。

運営団体の認可 **Anerkennung von Trägerschaften**

州教育庁は、公立学校以外の運営団体による HSK 授業が法的基準と内部規則を満たしているとき、これを認可する。認可手続きは公立学校局が規定し実行する。同言語ですでに認可されている HSK 授業がある場合は、認可済みの運営団体と連絡を取り、連携・協力を求める。目的は、HSK 授業が各言語ごとに統一された提供内容を持ち、幅広い支援を得ることである。

HSK 授業が認可されるには、運営団体は特に以下の点を保障しなければならない。

- カリキュラムは HSK 学習要綱に沿っており、政治的、宗教的に中立である。
- 相応のドイツ語力を有する有資格者の HSK 教員がいる。
- 利潤を追求しない。
- 現地の公立学校や州教育庁と連携する。

成績証明と通知表記載 **Attest und Zeugniseintrag**

第 3 章、* ページ参照

監督 **Aufsicht**

HSK 授業の教育内容と人事は運営団体が主管する。公立学校条例で規定されている点については、学校管理機関〔Schulpflege〕の管轄となる。

運営団体は HSK 授業に参加する生徒の出席状況を管理し、授業にきちんと出席しない生徒に対し適切な措置を取る。また要望に応じて、学校管理機関に出席簿の閲覧や授業参観を認める。HSK 授業出席のために正規クラスの授業を免除されている生徒の公立学校教員も、同様の権利を有する。

関係教員が問題を直接解決できない場合は、当該の学校管理機関と運営団体の間で話し合う。重大な問題が戒告によっても改められない場合には、州教育庁は学校管理機関の要請を得て、問題のある授業を公立学校内で行う権利をはく奪できる。

運営資金の調達 Finanzierung

HSK 授業の財務管理は運営団体が行う。資金援助をしたり、HSK 教員の雇用を自ら行う学区自治体〔Schulgemeinde〕もわずかながら存在する。ほとんどの運営団体では、保護者も費用を負担している。

HSK 教員 HSK-Lehrpersonen

HSK 教員の選考と採用は運営団体が行う。

運営団体は、州内でこれから授業にあたる HSK 教員が以下の条件を満たすよう取り計らう。

- － 教員としてふさわしい資格を有している（教員免許またはそれに準ずる職業教育を受けている、もしくはそれ相応の経験や研修を積んでいる）。
- － 口頭での十分なドイツ語能力を有する（当該教員は、ヨーロッパ言語共通参照枠 B1 レベル習得の証明書を提出する）。
- － 州教育庁（公立学校局）主催の説明会に出席する。
- － チューリッヒ教育大学が州教育庁からの委託で提供している入門モジュールに出席する。

HSK 教員が上記の条件を満たさない場合、州教育庁は当該運営団体に対し、それを是正する措置を要請する。やむを得ない場合州教育庁は、当該教員が州認可の HSK 授業を行う許可を取り消すことができる。

HSK 教員が当地の学校情勢に精通することは、授業を行うにあたって利点となる。そのため運営団体は、HSK 教員をわずか数年で交代させないことが望ましい（《ローテーション主義》の回避）。

情報提供と申し込み Information und Anmeldung

各運営団体、現地公立学校、公立学校局は、現在行われている授業について当該児童および保護者に情報提供を行う。授業には、当該言語の授業提供状況により幼稚園もしくはそれ以降から参加できる。公立学校の

教員は 1 月に申込書を保護者に配布する。

保護者は各 HSK 授業運営団体のコーディネーターに直接子どもを申し込む。運営団体は、授業についての具体的な情報（時間、場所、担任教員）ならびに授業が不成立となった場合はその旨を、早期に直接保護者に連絡する。授業は基本的に、公立学校の新学年始業時に始められる。申し込みをした場合は定期的な出席が義務付けられ、保護者が退学届けを提出するまで、もしくは義務教育終了時まで通学することになる。

教材と教具 **Lehrmittel und Unterrichtsmaterialien**
教材の調達は運営団体が行う。

学区自治体〔Schulgemeinde〕は、授業に必要な機器（コピー機、あればプロジェクター/ビジュアライザー、コンピューター、インターネット接続など）や授業用教具（チョーク、ノート、紙など）を HSK 教員が無償で利用できるようにするのが望ましい。

授業時間と教室 **Unterrichtszeiten und Unterrichtsräume**

幼稚園と小学 1 年生は週 2 時限、それより上の学年では週 4 時限を HSK 授業の上限とする。HSK 授業はできれば通常の授業時間帯（8～12 時、13 時 30 分～17 時）に行う。正規授業の最大 2 時限分を HSK 授業に充てることもできる。その場合、生徒はその分の正規授業を免除される。

運営団体は毎春、現地公立学校の責任者に教室の提供について問い合わせ、予定している授業時間を知らせる。最終的な授業時間は、運営団体と現地校責任者との話し合いで確定する。

HSK 授業は基本的に児童の居住地にできるだけ近い公立学校の教室で行う。学区自治体はできる限りそれに適した教室を無償で提供する。HSK 教員は校舎規則が遵守されるよう配慮する。

運営団体は新学年の始まりに、授業に関する確定情報（設置クラス、授業時間、教室、HSK 教員）を現地の当該公立学校責任者に伝える。これらの情報は公立学校局にも伝える。同局は、得られたデータを HSK 授業に関する情報提供やその調整の支援に役立てる。

HSK 教員と現地校との連携 **Zusammenarbeit zwischen den HSK-Lehrpersonen und der lokalen Schule**
公立学校の教員と HSK 教員には、相互に連絡を取り合うことが望まれる。学校運営側が HSK 教員を学校会議に招き、相互に関心のあるテーマについて話し合うのは有意義である。また年に一度など折に触れて HSK 教員を情報・意見交換会に招いてもよい。そのような会合は、互いに知り合って知識や経験を交換し、共通のトピックについて話し合う場として利用できる。

HSK 授業は、公立学校で行われる授業のひとつであり、HSK 教員が学校の活動やその発展に関与することは有意義である。特にバイリンガル・マルチリンガル児童が多い学校では、学校全体で体系立った連携をすることから得られるものは大きい。例えば個々の生徒を連携しながら支援したり、マルチリンガルや異文化関連の学習プロジェクトを実現したり、共同で保護者への説明や助言を行ったりするのである。公立学校クラス担任のみでなく、第二言語としてのドイツ語（DaZ）を教える教員など公立学校の各種専門家も、このような協力関係の恩恵を得られる。また相応の資格を持つ HSK 教員は、

異文化の伝達や仲介に入るといった協力ができる。生徒の学習評価、個人面談、進路決定といった評価・判断に際し、その生徒の担任である HSK 教員に意見を聞くことは非常に有意義である。

公立学校局はバイリンガル・マルチリンガル児童が多い学校に対し、HSK 授業を言語能力促進教育の一部とみなして、現地校カリキュラムに組み込むことを推奨している。

学校・保護者間の連携の支援 **Unterstützung der Zusammenarbeit Schule – Eltern**

学校と家庭の連携は、基本的に児童や青少年の学習や学校での成果に大きな影響を及ぼすものである。HSK 教員が定期的に保護者と連絡を取り、学校での出来事について知らせ、保護者が子どもの学習をどのように支援できるかを話し合うことは、生徒の学習成果に良い影響を与える。

HSK 教員は、学校行事と一緒に手伝ったり、個人面談で通訳をするなどして、公立学校の教員と保護者の間の連携をサポートすることができる。そうすることで、2 言語に長けていることと学校制度について十分な知識を持っていることが必要とはなるが、異文化の仲介に入るといった役目が果たせる。HSK 教員はこのような協力を、教員や学校当局と合意のうえで行う。

学校管理機関との連携 **Zusammenarbeit mit Schulpflegen**

現地学校当局は、HSK 授業が公立学校内で良好な条件のもとに行われるよう務める。必要に応じて、市町村内や学校単位で調整にあたる担当者を置くことが望ましい。その担当者は、授業時間割の作成や教室の割当てについて早期に取り決めを図り、連携を促進するという任務を担う。

州レベルでの連携と調整 **Zusammenarbeit und Koordination auf kantonaler Ebene**

州教育庁側では、公立学校局が HSK 授業の調整と運営管理事務の支援を受け持つ。HSK 授業を提供する側では、各運営団体はコーディネーターを 1 名置き、そのコーディネーターが現地や州レベルでの調整を担い公立学校局と連携する。

《HSK 会議 HSK Konferenz》と《HSK 会議委員会 Ausschuss der HSK-Konferenz》の両会議体は、重要な情報を交換し、方針や組織に関する疑問に答えを見出し、教育的観点について話し合うためにある。HSK 会議は、運営団体や公的機関の代表（教員、学校運営、第二言語としてのドイツ語（DaZ）の教員、学区理事会〔Schulpräsidium〕から各々 1 名ずつ）から成る。HSK 委員会の会議にはさらに、州教育庁から委託を受けて HSK 教員向けの研修を行っているチューリッヒ教育大学も参加する。HSK 会議委員会には、HSK 運営団体から選出された代表者が籍を置く。

HSK 運営団体は公立学校局に対し、定期的に活動報告を行う。その際には具体的な質問への回答を示し、ドイツ語に翻訳してあるカリキュラムやその他書類を提出する。

付録Ⅱ：学習段階別テーマ — 概要

以下の学習テーマ一覧は、授業計画や授業づくりを支援するためのものである。どの学年層の HSK 授業でどのテーマを扱えばよいかが一覧できる。非常に多くの案が挙げられているため、教員は限られた時限数を考慮したうえでテーマを選択するとよい。

これらのテーマはカリキュラム 2 1 の一部でもあり、公立学校クラスでも扱われる。一覧では、カリキュラム 2 1 でこれらのテーマに対応している技能分野をそれぞれ紹介する。

テーマ

自分とその他の人々 — 共に生きる

テーマとカリキュラム 2 1 のつながり：

[NMG.10](#) | [RKE.1](#) | [RKE.2](#) | [RKE.5](#)

第 1 過程

- 互いを知る、あいさつをする・（互いに）自己紹介をする
- 行儀と礼儀作法
、幼稚園/学校：規則・ 1 日の流れとノルマ・ 日課
- 他の子と一緒に かをしたり体験したりする、友情、けんか、もう 1 人でできること

第 2 過程

- さまざまな集団と文化：規則や価値観における共通点と相違点・ 互いに尊重し認め合うこと・ 対立と解決策
- 自分とは 者なのか：自分の特質とは か・ どこに属しているのか
- 性の違い：少年 — 少女
- 子どもの権利

第 3 過程

- 個人と集団・ 集団の一員である場合とそうでない場合
- 多数派と少数派が共に生きるということ：人種差別・ 時事問題と議論
- 手本となる人や憧れの人：スポーツ界・ 科学分野・ 文化・ 歴史上
- 同性や異性との付き合い（文化特有の慣習を含む）
- 人権

テーマ

家族

テーマとカリキュラム 2 1 のつながり：

[NMG.10](#) | [RKE.2](#) | [RKE.5](#)

第 1 過程

- － 自分の家族と親戚、家族の中の決まりごとと規範

第 2 過程

- － 家族内での仕事や家事手伝いの分担
- － 自分の家族の歴史：世代と家系図
- － さまざまな家族形態

第 3 過程

- － 家族の構成員それぞれの役割：時代による変遷・文化による違い
- － 自分（自身が持つ）の役割の認識
- － 歴史や文化に影響される家族の機能や形態
- － 自己の価値、倫理

テーマ

遊びと余暇

テーマとカリキュラム 2 1 のつながり：

[NMG.10](#) | [RKE.5](#)

第 1 過程

- － 遊び：友達と遊ぶ・さまざまな場所で遊ぶ・さまざまな玩具で遊ぶ、現代的あるいは伝統的な遊びや玩具
- － 余暇と趣味
- － 工具や作業用具

第 2 過程

- － 休息と休養
- － 余暇の過ごし方、スポーツ、同輩グループ、クラブ活動
- － デジタルメディアや他のメディアの活用
- － 広告

第 3 過程

- － 休息と休養
- － 余暇の過ごし方、若者の集い、若者文化（音楽、言葉）、同輩グループ、クラブ活動
- － デジタルメディアや他のメディアの活用
- － 広告

テーマ

暮らし、居住地区、都市

テーマとカリキュラム 2-1 のつながり：

[NMG.8](#) | [RZG.3](#) | [RZG.4](#)

第 1 過程

- － 幼稚園/学校の中
- － 自宅と近所

第 2 過程

- － 住宅と暮らし

第 3 過程

- － 暮らしと建築様式、歴史的発展

テーマ

祝祭行事、伝統行事、流行

テーマとカリキュラム 2-1 のつながり：

[NMG.7](#) | [RZG.2](#)

第 1 過程

- － 誕生日やその他の大きな行事・祝祭のさまざまな種類
- － 衣服と各行事の服装

第 2 過程

- － 祝祭行事をさまざまに祝う、宗教的伝統
- － 時代による服装の変化、職業制服/仕事着・服装と役割/ステータス・ブランド品

第 3 過程

- － 外出とパーティー
- － 流行と儀礼の歴史的変遷

テーマ

健康と食

テーマとカリキュラム 2 1 のつながり：

[NMG.1](#) | [NT.7](#)

第 1 過程

- － 自分の体と人間の体：体の各部位・自分と他者の健康な身体機能、五感
- － 衛生
- － 医療
- － 健康的な飲食、食習慣

第 2 過程

- － 健康と病気、健康管理
- － 食料はどこから来るのか、旬の野菜や果物

第 3 過程

- － スポーツ、依存症
- － 栄養、文化や歴史および社会階層で異なる食文化

テーマ

地理

テーマとカリキュラム 2 1 のつながり：

[NMG.8](#)

第 1 過程

- － 児童の活動範囲内にある地理的名称（居住地、出身地、スイス、隣国など）、空間的方位に関する概念
- － 自分の出身地：地理概要・気候

第 2 過程

- － 出身地の主な海洋河川、山、都市

第 3 過程

- － 出身地における各地域の地理的特徴

テーマ

自然と技術

テーマとカリキュラム 2 1 のつながり：

[NMG.2](#) | [NMG.3](#) | [NMG.4](#) | [NT.1](#) | [NT.2](#) | [NT.8](#) | [NT.9](#)

第 1 過程

- － 動物、ペット、動植物、森林
- － 果物や野菜、四大元素
- － 季節と自然の変化
- － 時間に関する概念（年、月、週、日、1 時間、夜、昼、昨日、今日、明日など）、時刻
- － 家庭用器具
- － 子どもが自分で使える移動手段（自転車、スケートボード、キックスケーターなど）

第 2 過程

- － 動植物の種類
- － 食物連鎖
- － 天気と天気予報
- － 環境保護・自然災害
- － デジタル玩具とコミュニケーション機器

第 3 過程

- － 生態学・環境への脅威と環境保護（特にリサイクルやごみ処理）
- － 科学分野の時事問題に関する議論（動物実験、遺伝子研究など）
- － デジタル玩具とコミュニケーション機器

テーマ

文学と芸術

テーマとカリキュラム 2 1 のつながり：

[言語](#)

第 1 過程

- － 歌、言葉遊びや韻遊び、童話、絵本
- － 色、映画
- － 自分で創作して他の人とそれについて話す

第 2 過程

- － 詩・説話・寓話・詩、多言語図書館
- － 映画

第 3 過程

- － 古典文学や現代文学の代表作
- － 映画
- － 造形芸術・音楽・その他の芸術分野、芸術家

テーマ

過去と歴史

テーマとカリキュラム 2.1 のつながり：

[NMG.9](#) | [RZG.6](#) | [RZG.7](#) | [RZG.8](#) | [RKE.4](#)

第 1 過程

- 《自分が小さかったとき》のこと
- 以前と今の違い
- 出身地での個人体験：旅行・休暇

第 2 過程

- 自分の家族の歴史、移民
- 出身地の歴史：主な出来事・国家誕生にまつわる神話

第 3 過程

- 自伝（学習や言語などについて）
- 出身地における現在の社会的また政治的發展
- 宗教や世界観
- 政治教育（特に選挙や投票）

テーマ

仕事と教育

テーマとカリキュラム 2.1 のつながり：

[NMG.6](#) | [WAH.1](#) | [WAH.2](#) | [WAH.3](#)

第 1 過程

- 自分の周りにいる人々の職業、学校や社会における職業（接客業、警察、病院、販売など）

第 2 過程

- 憧れの職業、さまざまな職業分野で働く人の好例
- 教育や労働の意義

第 3 過程

- スイスや出身地での職業選択と就職もしくは進学：諸職業と必要条件・国による違い
- 職業とアイデンティティ、自分の持つ言語能力/異文化理解力の活用、性別独特の問題
- 経済：各種産業分野・歴史的発展・失業・労働組合

付録 III：参考文献

本付録では本文中で言及した文献を列記している。公立学校局のウェブサイトでは、第一言語の能力促進やマルチリンガリズムに関する資料、文献、その他の情報が豊富に紹介されている。www.zh.ch/hsk

チューリッヒ教育大学 国際教育開発部 (IPE) 著 2018年

「継承語授業のための教材シリーズ《方言と標準語の取り扱い》」 チューリッヒ教育大学、チューリッヒ

Abteilung Internationale Bildungsentwicklung (International Projects in Education) der PH Zürich (2018): Materialien für den herkunftssprachlichen Unterricht; Umgang mit Dialekt und Standardsprache, Zürich: Pädagogische Hochschule Zürich.

チューリッヒ州教育庁 2017年 「チューリッヒ州公立学校カリキュラム」

Bildungsdirektion des Kantons Zürich (2017): Lehrplan für die Volksschule des Kantons Zürich.

Anja Giudici, Regina Bühlmann 共著 2014年

「継承語・継承文化 HSK 授業 スイスにおける良き実践」 EDK 事務総局、ベルン



